随意契約結果表(委託等契約)

富士・東部林務環境事務所
令和 5 年 9 月 21 日
山梨県甲府市国母八丁目 13 番 30 号
公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 西海幸雄
恩賜県有財産境界復元業務委託契約(境委-2)
業務委託料: 3,110,983 円
林政部が管理する恩賜県有財産は、県土の約3分の1の面積を占め、所有権界を示す恩民境界線は全長2,548kmに及び、その境界標柱は全数8万8千点存在しているが、昭和50年代を中心とした測点設置時点から40年以上の長い年月を経た現在、少なからずの測点が亡失している状況にある。また、山林に多く分布する恩民境界線はその地籍調査時点も古い箇所が多く、公図と恩民境界線との不一致や、都市部と比較して測量誤差が大きい等、問題のある箇所が散見される状況もある。そのような中、恩賜県有財産内における、国、県による砂防事業等の公共事業や中部横断道等の新規道路整備の用地買収に際し、境界線が明瞭でない箇所等があることにより事業進捗に影響を及ぼしている現状もあり、公共事業等の用地買収登記事務を円滑に進めるためにも、専門家の知見による境界復元を行い、恩民境界線と公図との整合性を検証しておくことが必要となっている。そこで、公共事業の用に供するため取得した土地等の登記事務の促進を図ることを目的とした登記事務委託要領を準用し、恩賜県有財産の恩民境界線の亡失杭の復元や未利用地の売り払いのための分筆登記等の業務について、公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会への委託により実施していくこととされたところである。なお、平成23年7月1日付けで同協会と本県との間で「公共嘱託登記土地家屋調査士協会との意定書」が締結されており、この協定書において委託事務内容に応じた料金が定められているため、見積合わせは要しない。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により別務規則第137条第5項第3号の規定により見積合わせを省略する。
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号